

## 障がい福祉課に相談あった事例（事例1）兼 教育委員会人権教育課に相談のあった事例（事例1）

### 1 相談種別（※1）

合理的配慮の不提供

### 2 障がい種別（※2）

聴覚障がい

### 3 連絡機関（※3）

三重県教育委員会人権教育課

### 4 相談内容

中学生の子どもを持つ保護者からの相談。4月から、聴覚に障がいのある中学生の子どもに対するノートテイクの支援（教師が一人付き添い要約筆記方式で授業を受ける形式）時間が前年度に比べ削減されたが、変更となった理由がわからない。市町教育委員会の対応は不十分である。

### 5 障がい福祉課の対応

三重県教育委員会人権教育課に相談内容を伝達し対応を依頼したところ、人権教育課や特別支援教育課にも相談者から直接相談が行われていた。

### 6 処理結果

人権教育課と特別支援教育課で情報共有し、人権教育課から当該市町教育委員会に連絡。保護者の考えを伝え、学校及び市町教育委員会から、保護者に説明を行うように伝えた。

学校と保護者が話し合いを行った結果、保護者が誤解していたところは理解を得た。また、学校としてノートテイクの支援時間数を増やした。

※1 相談種別：①不当な差別的取扱い、②合理的配慮の不提供、③雇用、④虐待、⑤苦情、⑥その他

※2 障がい種別：①視覚障がい、②聴覚障がい、③盲ろう、④肢体不自由、⑤知的障がい、⑥精神障がい、⑦発達障がい、⑧難病、⑨その他

※3 連絡機関：障がい福祉課から相談について連絡した関係機関